

JIS

ゴム－熱分解ガスクロマトグラフ法－ 第2部：スチレン，ブタジエン及び イソプレンの質量分率の求め方（定量）

JIS K 6231-2 : 2007

(JRMA/JSA)

平成 19 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宮 入 裕 夫	東京電機大学
(委員)	江 村 智 之	日本プラスチック工業連盟
	奥 山 通 夫	社団法人日本ゴム協会
	笠 野 英 秋	拓殖大学
	加 茂 徹	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 中 誠	財団法人鉄道総合技術研究所
	高 野 忠 夫	財団法人化学技術戦略推進機構
	高 橋 信 弘	東京農工大学
	西 川 輝 彦	石油連盟
	西 本 右 子	神奈川大学
	林 田 昭 司	社団法人日本化学工業協会
	堀 友 繁	財団法人バイオインダストリー協会
	中 田 亜洲生	昭和シェル石油株式会社
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.10.20

官 報 公 示：平成 19.10.22

原 案 作 成 者：日本ゴム工業会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 原理	2
4 試薬	2
4.1 抽出溶剤	2
4.2 キャリヤーガス	2
4.3 水素炎イオン化検出器 (FID) 用ガス	2
5 装置	2
5.1 抽出装置	2
5.2 熱分解ガスクロマトグラフ	2
6 手順	3
6.1 検量線の作成	3
6.2 未知試料の分析	4
7 結果の解析	4
8 精度	5
9 試験報告書	5
附属書 JA (参考) 精度	9
附属書 JB (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	11
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本ゴム工業会 (JRMA) 及び財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

ゴム—熱分解ガスクロマトグラフ法—

第2部：スチレン、ブタジエン及びイソプレンの 質量分率の求め方（定量）

Rubber—Analysis by pyrolytic gas-chromatographic methods— Part 2 : Determination of styrene, butadiene, isoprene ratio

序文

この規格は、2005年に第1版として発行された **ISO 7270-2** を基に、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

警告 この規格の利用者は、通常の試験室での作業に精通しているものとする。この規格は、その使用に関連して起こるすべての安全上の問題を取り扱おうとするものではない。この規格の利用者は、各自の責任において安全及び健康に対する適切な措置をとらなければならない。

1 適用範囲

この規格は、原料ゴム、未加硫ゴム又は加硫ゴムに含まれるスチレン、ブタジエン及びイソプレンの質量分率を、熱分解ガスクロマトグラフによって求める方法について規定する。

この規格に適用する原料ゴムは、スチレン、ブタジエン及び／又はイソプレンを成分とする単独重合体、それらの共重合体、又はそれらの混合物である。

注記 1 この規格を利用するに当たっては、分析に当たる者が、記載されている操作及び結果の解析を正しく行えるだけの、ガスクロマトグラフの原理及び技術に対する十分な知識をもつことを前提とする。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 7270-2 : 2005, Rubber—Analysis by pyrolytic gas-chromatographic methods—Part 2 : Determination of styrene/butadiene/isoprene ratio (MOD)

なお、対応の程度を表す記号(MOD)は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、修正していることを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。